

第57回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

開催日時

2022年6月22日(水曜日)
午前10時

開催場所

大成ラミック株式会社 会議室
埼玉県白岡市下大崎873番地 1

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件



ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年もご来場をお控えいただき、事前に郵送での議決権の行使をお願いいたします。



お土産のご提供はございません。



施設・工場見学は
中止とさせていただきます。



JR白岡駅と当社間の送迎は
中止とさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大成ラミック株式会社

証券コード：4994

証券コード 4994

2022年6月6日

株 主 各 位

埼玉県白岡市下大崎873番地1

大成ラミック株式会社

代表取締役社長 木 村 義 成

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、株主の皆さまにおかれましては、ご出席をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、議決権は事前に書面により行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県白岡市下大崎873番地1
大成ラミック株式会社 会議室

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. その他

本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.lamick.co.jp/>）に掲載させていただきます。当該資料の郵送をご希望の方は、当社総務人事部（0480-97-0224）までご連絡ください。

なお、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送又は当社ホームページに掲載させていただきます。

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や今後の事業展開等を勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき、第57期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円 総額248,652,062円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金70円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会とする株主総会の実施については、変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役在任期間
①	再任 木村 義成	代表取締役社長	32年
②	再任 長谷部 ただし	代表取締役専務	11年
③	再任 富田 一郎	常務取締役	13年
④	再任 北條 洋史	取締役コーポレートユニットリーダー	3年
⑤	再任 土屋 和男	取締役P.I.リサーチセンター長兼事業開発部長	1年
⑥	再任 宮下 すすむ	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 8年
⑦	再任 友野 なお子	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 6年
⑧	再任 鈴木 木道 孝	社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 5年

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	き むら よし なり 木 村 義 成 (1953年9月22日生)	1982年 4月 当社入社 1990年 7月 同取締役製版部長 1993年 7月 同常務取締役工場長 1995年 7月 同専務取締役包装フィルム本部長 2000年 6月 同専務取締役生産本部長 2002年 6月 同専務取締役管理本部長 2005年 3月 株式会社タイパック代表取締役社長 (現任) 2007年 6月 当社代表取締役社長 (現任)	177,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 木村義成氏は、長きにわたり当社取締役を務め、適切な業務執行により当社発展に寄与してまいりました。また、2007年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップのもとグローバル化を推進し、グループ全体を統括しております。 これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
2	は せ べ ただし 長 谷 部 正 (1965年5月10日生)	1984年 4月 当社入社 2006年 4月 同生産本部プロセスセクター長 (部長代理) 2007年 7月 同生産本部生産統括部長代理 2009年 6月 同執行役員管理本部財務部長兼情報システム室長 2009年 6月 株式会社グリーンパックス代表取締役社長 2010年 6月 当社執行役員管理本部副本部長 2011年 6月 同取締役管理本部長 2020年 4月 同代表取締役専務 (現任)	8,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 長谷部正氏は、当社入社以来、営業・生産・管理部門等業務全般に携わってまいりました。また、現在は代表取締役専務として、当社グループ全体の経営をより広範にわたり担っております。 これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">とみ た いち ろう 富 田 一 郎 (1969年6月21日生)</p>	<p>1988年4月 当社入社 2002年4月 同生産本部工場長 2007年4月 同管理本部財務部長代理 2008年4月 同管理本部財務部長 2009年6月 同取締役生産本部長 2017年4月 同取締役DANGANソリューション事業部長兼生産本部長 2018年4月 同取締役DANGANソリューション事業部長 2020年4月 同常務取締役（現任） 2020年4月 Taisei Lamick USA, Inc.取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 富田一郎氏は、当社入社以来、主に包装フィルム・充填機械に関する製造部門に携わってまいりました。現在はその実績と豊富な知見を生かし、当社の国内営業及び生産部門の統括を担っております。 これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	5,600株
4	<p style="text-align: center;">ほう じょう ひろ ふみ 北 條 洋 史 (1964年1月22日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2008年12月 同行デュッセルドルフ支店副支店長 2012年5月 同行外為事務部長 2014年5月 同行ソウル支店長 2017年1月 当社へ出向（2018年1月に転籍） 2018年1月 同管理本部財務部長 2018年4月 同執行役員経営企画室長 2019年6月 同取締役経営企画室長 2020年4月 同取締役コーポレートユニットリーダー兼経営企画本部長 2022年4月 同取締役コーポレートユニットリーダー（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 北條洋史氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えるとともに海外での豊富な勤務経験を有しております。また、当社においては経理・財務・人事等、コーポレート部門全体の統括及び、ガバナンス体制の強化等を担っております。 これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	101株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p style="text-align: center;">つちや かずお 土屋 和男 (1972年12月3日生)</p>	<p>1998年 9月 当社入社 2009年 4月 同広域営業部西日本統括福岡営業所長 2013年 6月 同営業本部福岡支店長兼大阪支店長 2015年 4月 同営業本部副本部長兼海外営業部長 2018年 4月 同経営企画室部長 2019年 4月 同執行役員経営企画室部長 2020年 4月 同執行役員P.I.リサーチセンター長 2021年 6月 同取締役P.I.リサーチセンター長 2022年 4月 同取締役P.I.リサーチセンター長兼事業開発部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 土屋和男氏は、当社入社以来、主に包装フィルム・充填機械に関する営業部門に携わり、国内外における販路の拡大に尽力してまいりました。現在はその実績と豊富な知見を生かし、当社の充填機械及び開発部門を統括するとともに、液体包装事業を通じて、社会課題の解決に貢献し社会とともに持続的な成長に向けた取り組みの推進を担っております。 これらの経験が当社の経営に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	908株
6	<p style="text-align: center;">みや した すずむ 宮下 進 (1948年3月4日生)</p>	<p>1972年 4月 東洋インキ製造株式会社（現 東洋インキ S Cホールディングス株式会社）入社 2000年 1月 TOYO INK EUROPE S.A.S.（現 TOYO INK EUROPE SPECIALTY CHEMICALS S.A.S.）代表取締役社長 2005年 1月 HANIL TOYO CO., LTD.代表取締役社長 2007年 3月 東洋モートン株式会社代表取締役社長 2014年 6月 当社取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 宮下進氏は、長年にわたり複数の会社にて代表取締役社長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社においては、経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p style="text-align: center;">とも の なお こ 友 野 直 子 (1964年8月25日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社西武百貨店（現 株式会社そごう・西武）入社</p> <p>2008年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>2009年1月 高木佳子法律事務所（現 T&Tパートナーズ法律事務所）入所（現任）</p> <p>2016年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社エフテック社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 友野直子氏は、弁護士の資格を有していることから、法律に関する知見を生かした専門的見地から有用な意見をいただくことを期待しております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、既に長く当社の社外取締役を務めていただき、専門的な法律に関する意見をいただいております。引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
8	<p style="text-align: center;">すず き みち たか 鈴 木 道 孝 (1950年10月13日生)</p>	<p>1976年4月 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1997年10月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）新宿新都心支店副支店長</p> <p>2002年11月 同行ムンバイ支店長</p> <p>2004年10月 シロキ工業株式会社へ転籍</p> <p>2005年2月 SHIROKI North America, Inc.副社長</p> <p>2007年6月 同社社長兼CEO</p> <p>2012年10月 シロキ工業株式会社特別顧問</p> <p>2015年6月 当社監査役</p> <p>2017年6月 同取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 鈴木道孝氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験や実績を有しております。当社においては、経営を監督していただくとともに、財務に関する助言等を頂戴することで一層の業績向上に寄与いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">100株</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 宮下進氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となり、友野直子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、鈴木道孝氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年であり、同氏は過去に2年間当社の監査役でありました。
4. 当社は、宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役候補者8名を被保険者に含む会社役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みません。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約は、任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山口さやか氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
山口 さやか (1980年8月12日生)	2003年4月 中央青山監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所 2006年5月 公認会計士登録 2013年8月 税理士登録 2013年8月 公認会計士山口さやか事務所開設（現任） 2015年9月 TAXパートナーズ税理士法人設立 社員就任（現任） 2018年6月 当社監査役（現任） 2021年9月 株式会社アーバネットコーポレーション社外取締役（現任）	一株
【社外監査役候補者とした理由】 山口さやか氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験や実績を有しており、当社の監査役として監査業務の健全性・透明性の向上に貢献してまいりました。 これらの実績と経験に基づき、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山口さやか氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山口さやか氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、山口さやか氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 山口さやか氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

6. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年4月以降断続的に緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用がされる中、段階的な経済活動の再開により持ち直しの動きがみられました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする地政学リスクの高まりを受け、金融資本市場の変動、原材料価格の上昇や供給面での制約を受ける等、インフレリスクと同時に景気の下振れリスクに十分注意する必要があります。

当軟包装資材業界におきましては、コロナ禍の長期化を背景に内食・中食関連商品が引き続き底堅く推移いたしました。世界的なサプライチェーンの混乱に伴う原材料の調達遅延や価格上昇の影響が出始める等、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、当連結会計年度の業績は、売上高は281億61百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益は29億99百万円（同24.6%増）、経常利益は30億70百万円（同26.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億63百万円（同91.9%増）となりました。

増収の主な要因は、部門別概況に記載のとおりであります。増益の主な要因は、運送費や原材料費の値上げ影響を受けたものの、国内・米州地域をはじめとする増収によりコスト増加をカバーしたことによるものです。親会社株主に帰属する当期純利益の増加要因は、前連結会計年度において、海外連結子会社Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.の固定資産に係る減損損失を特別損失として計上したこと等によるものです。

部門別概況は次のとおりであります。

[包装フィルム部門]

国内市場においては、コロナ禍の長期化を背景に内食・中食需要が引き続き底堅く推移したことにより、前年同期の売上高を上回りました。海外市場においては、ASEAN地域で新型コロナウイルス感染状況により景気動向が起伏を繰り返す中で、包材需要は回復基調であることに加え、米州地域でミールキット市場が引き続き堅調に推移したことにより、前年同期の売上高を上回りました。

その結果、売上高は250億46百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

[包装機械部門]

国内市場においては、コロナ影響は一定程度あるものの、経済活動の再開に伴い検収が順調に進んだことに加え、新機種の販売及びメンテナンス売上の伸長により前年同期の売上高を上回りました。海外市場においては、東アジア地域、ASEAN地域で新型コロナウイルス感染拡大の影響により営業活動が制限され、受注案件の減少により前年同期の売上高を下回りました。米州地域ではコロナ禍での衛生面への配慮から調味料等の個包装化が進んだことに加え、当社包装機械のブランド定着が進捗したことにより販売台数が増加した結果、海外全体では前年同期の売上高を上回りました。

その結果、売上高は31億14百万円（前年同期比33.4%増）となりました。

部門別売上高

部 門 名		金 額	構成比
包装 フ ィ ル ム 部 門	液 体 充 填 用 フ ィ ル ム	19,299,411 千円	68.5 %
	ラ ミ ネ ー ト 汎 用 品	4,628,067	16.4
	そ の 他	1,119,080	4.0
	計	25,046,558	88.9
包 装 部 門 機 械	包 装 機 械	1,523,221	5.4
	周 辺 機 器	646,957	2.3
	そ の 他	944,686	3.4
	計	3,114,864	11.1
合 計		28,161,422	100.0

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は7億75百万円（建設仮勘定を除く）であり、生産体制の強化・合理化、品質体制の強化のための工場設備投資、販売体制の強化・合理化への投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

容器・包装市場は、環境対応をキーワードに変革を迎えようとしております。軟包装資材業界におきましては、国内の人口減少による包装消費量の需要減少が見込まれる中、競争は一層激化するものと予想されます。加えて、環境対応を意識した包装資材の検討や労働人口の減少に伴う生産性向上等、様々な課題を抱えており、より一層付加価値の高い製品やサービスの提供が求められる状況にあります。これらの課題に対応すべく当社グループは以下の戦略を推し進めてまいります。

① 国内事業

「利益額・利益率の最大化の継続」

地政学リスクの高まりを受け、足元では原材料の価格高騰や供給不安が懸念されています。このような状況下で今後も利益を確保するため、強みを生かした付加価値の高い製品やサービスの提供を追求するとともに、販売価格の継続的な見直し及び徹底したコストダウンに取り組んでまいります。中長期では、上記施策に加え、製品の安定供給維持や生産効率向上のためのあらゆる戦略を推進してまいります。

② 海外事業

「海外事業基盤の確立」

コロナ禍による物流混乱や輸送費高騰の影響を受け、顕在化した製品の安定供給に対する課題に対応すべくグローバルサプライチェーンの最適化に取り組むとともに、各地域特有のローカルニーズに合わせた戦略を策定・実行することで、量と質を兼備した事業の確立を進めてまいります。

③ 事業領域の拡張

「液体包装事業の新たな価値創造～唯一無二のビジネスへ～」

これまで研究・開発を進めてきた新たな価値づくりを発展させ、お客様の生産性向上へ貢献する液体包装ソリューションの構築を進めてまいりましたが、今後は運用テスト及び評価フェーズに移行し、実用化に向けて取り組んでまいります。

④ 社会的課題への取り組み

「持続可能な社会の実現へチャレンジ」

フィルム・充填機械の両方を提供する唯一の企業として、新規材料による環境対応フィルムの開発と充填機械との親和性を課題とし、「環境負荷低減」と「生産性・機能性」を両立するソリューション開発を推進してまいります。

また、既に取り組んでおります輸送時のモーダルシフト推進や太陽光発電等に加え、当社グループの事業活動におけるCO₂削減への取り組みの継続や、DX等による多様な切り口で業務効率化を図り生産性向上への取り組みも推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第53期 2018年3月期	第54期 2019年3月期	第55期 2020年3月期	第56期 2021年3月期	第57期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (千円)	25,657,272	27,049,369	26,495,946	25,937,398	28,161,422
経常利益 (千円)	1,658,926	1,489,503	1,728,979	2,425,756	3,070,836
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,379,385	977,073	1,105,202	1,127,385	2,163,187
1株当たり当期純利益 (円)	199.16	141.07	159.54	163.05	320.78
総資産 (千円)	29,656,620	29,712,201	29,135,605	29,431,137	31,398,301
純資産 (千円)	20,159,829	20,484,026	20,772,511	21,476,175	22,838,170

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり当期純利益を算定するための期中平均株式数については、役員向け株式交付信託及び株式給付信託型ESOPの信託財産として保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
4. 第53期において、Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.は決算日を12月31日から3月31日に変更したため、2017年1月1日から2018年3月31日までの15ヶ月間の損益を連結しております。
5. 当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社グリーンパックス	20,000千円	100.0%	運送及び保管業務
Taisei Lamick USA, Inc.	6,000千米ドル	100.0%	包装フィルムの販売並びに 液体充填機械の販売及び保守
Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.	101,000千マレーシア リンギット	80.2%	包装フィルムの製造及び販売 並びに液体充填機械の販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主な事業は、軟包装用プラスチックフィルム及び液体充填機械の開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社・白岡第1工場	埼玉県白岡市
白岡第2工場	埼玉県白岡市
白岡第3工場	埼玉県白岡市
製版工場	埼玉県白岡市
DANGAN'S STUDIO WEST	埼玉県白岡市
星川DANGAN'S STUDIO	埼玉県白岡市
岡山DANGAN'S STUDIO	岡山県岡山市
新潟事業所	新潟県見附市
札幌支店	北海道札幌市中央区
東北支店	宮城県仙台市若林区
東北支店盛岡オフィス	岩手県盛岡市
大宮オフィス	埼玉県さいたま市大宮区
名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
福岡支店	福岡県糟屋郡志免町
韓国支店	大韓民国ソウル特別市ソンプ区

② 子会社

国内子会社

株式会社グリーンパックス 埼玉県白岡市

在外子会社

Taisei Lamick USA, Inc. アメリカ合衆国 イリノイ州

Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd. マレーシア セランゴール州

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
767 名	△41 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員を含み、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員63名）は含んでおりません。
 2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
547 名	△24 名	38.7 歳	13.4 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員を含み、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員55名）は含んでおりません。
 2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	425,894 千円
株式会社三井住友銀行	129,157

- (注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,047,500株 (自己株式327,174株を含む)
- (3) 株主数 20,840名
- (4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	720 千株	10.7 %
株 式 会 社 タ イ パ ッ ク	469	7.0
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	277	4.1
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	220	3.3
大 成 ラ ミ ッ ク 取 引 先 持 株 会	212	3.2
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	191	2.9
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	191	2.8
木 村 義 成	177	2.6
CREDIT SUISSE(LUXEMBOURG)S.A./CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	155	2.3
大 成 ラ ミ ッ ク 従 業 員 持 株 会	144	2.2

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (327,174株) を控除して計算しております。
3. 自己株式 (327,174株) には、役員向け株式交付信託及び株式給付信託型E S O Pの信託財産として保有する当社株式73,517株を含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木村 義成	代表取締役社長	株式会社タイパック代表取締役社長
長谷部 正	代表取締役専務	
富田 一郎	常務取締役	Taisei Lamick USA, Inc.取締役
北條 洋史	取締役コーポレートユニット リーダー兼経営企画本部長	
土屋 和男	取締役P.I.リサーチセンター長	
宮下 進	取締役	
友野 直子	取締役	T&Tパートナーズ法律事務所弁護士 株式会社エフテック社外取締役
鈴木 道孝	取締役	
山口 政春	常勤監査役	
小平 修	監査役	小平公認会計士事務所所長 青南監査法人代表社員・代表 公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター監事
山口 さやか	監査役	公認会計士山口さやか事務所所長 TAXパートナーズ税理士法人社員 株式会社アーバネットコーポレーション社外取締役

- (注) 1. 取締役宮下進、友野直子、鈴木道孝の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小平修、山口さやかの両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役宮下進、友野直子、鈴木道孝、監査役小平修、山口さやかの各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小平修氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役山口さやか氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年6月23日開催の第56回定時株主総会において、新たに土屋和男氏が取締役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬について

当社は、2021年3月1日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。

[基本方針]

持続的な企業価値及び株主価値の向上のために、期待される役割を十分に果たすことへの意欲を高めるに相応しいものとしております。株主総会の決議の範囲内で、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるよう内容及び額を決定しております。

[報酬の内容及び構成]

当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬から構成するものとしております。

a. 基本報酬

金銭による月例の固定報酬とし、基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、適宜、見直しを図るものとしております。

b. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は賞与及び株式報酬により構成しております。

賞与：事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めるため、業務執行を担う取締役に対し、中期経営計画等で定めた各事業年度の業績や目標値に対する達成度合いに応じて、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給することとしております。

株式報酬：株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を高めるため、業務執行を担う取締役に対し、株式交付信託制度を活用して、株式報酬を支給いたします。それぞれの役位に対応する基準額に、連結売上高及び連結営業利益の業績目標達成度合いに応じて設定される率を乗じて得られる額から、1株当たりの帳簿価格を除いて得られるポイントを毎年付与し、対象となる取締役が取締役を退任した際に保有するポイント数に応じた当社株式を交付することとしております。(ただし、源泉徴収等のために信託において交付株式の一部を売却し、当社株式に代わり金銭で交付しております。)

■本年度の業績目標達成度合いに応じた乗率

区分	目標(千円)	実績(千円)	乗率
連結売上高	25,950,000	28,161,422	0.6
連結営業利益	1,640,000	2,999,556	1.0
合計	—	—	1.6

c. 各報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合につきましては、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定するものとし、比率の目安は、基本報酬を60～80%、業績連動報酬を20～40%とし、合計100%としております。

[株主総会決議に関する事項]

2015年6月17日開催の第50回定時株主総会において、取締役の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとして年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）としてご承認をいただいております。（決議時の取締役は7名、うち社外取締役は2名）

また、株式報酬制度につきましては、2020年6月25日開催の第55回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとして、上記取締役の報酬額とは別枠で、2021年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了するまでの5事業年度において100百万円以内として継続することをご承認いただいております。（決議時の対象取締役は4名）

[取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項]

基本報酬及び業績連動報酬（賞与）の個人別の支給額の決定に関しましては、当社全体の業績を網羅的に把握し、各取締役の評価を適正に行えることから、前述の〔基本方針〕に従って決定することについて、代表取締役社長木村義成に一任しております。また、業績連動報酬（株式報酬）に関しましては、算定プロセスを含め取締役会に開示しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行き渡るよう客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬について

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、1995年7月18日開催の第30回定時株主総会において承認をいただいた年額30百万円の範囲内（決議時の監査役は4名）で、監査役間で協議の上、決定しております。

③ 報酬等の種類別の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金 銭 報 酬		非金銭報酬	
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞 与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	175,123 (16,020)	126,570 (16,020)	34,900 (-)	13,653 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16,080 (6,480)	16,080 (6,480)	-	-	3 (2)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

区分	氏名	兼職先
取締役	友野直子	T&Tパートナーズ法律事務所弁護士 株式会社エフテック社外取締役
監査役	小平修	小平公認会計士事務所所長 青南監査法人代表社員・代表 公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター監事
監査役	山口さやか	公認会計士山口さやか事務所所長 TAXパートナーズ税理士法人社員 株式会社アーバネットコーポレーション社外取締役

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席及び発言状況等
取締役	宮下進	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、経営に関する助言をいただく等により期待される役割を適切に果たしていただきました。
取締役	友野直子	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、議案審議にあたりましては弁護士としての専門的見地からの発言をいただく等、期待される役割を適切に果たしていただきました。
取締役	鈴木道孝	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、経営に関する助言をいただく等により期待される役割を適切に果たしていただきました。
監査役	小平修	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	山口さやか	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

28,500千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Taisei Lamick Malaysia Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,587,970	流 動 負 債	8,153,517
現金及び預金	5,354,885	買掛金	4,689,253
受取手形	1,024,945	短期借入金	261,990
売掛金	5,823,065	1年内返済予定の長期借入金	213,908
商品及び製品	2,592,568	リース債務	38,238
仕掛品	1,013,771	未払金	1,088,121
原材料及び貯蔵品	539,168	未払法人税等	519,023
その他	240,980	未払消費税等	52,544
貸倒引当金	△1,415	賞与引当金	536,173
		役員賞与引当金	34,900
		株主優待引当金	70,100
		その他の引当金	18,281
		その他	630,982
固 定 資 産	14,810,330	固 定 負 債	406,613
有 形 固 定 資 産	13,285,774	長期借入金	79,153
建物及び構築物	5,914,913	リース債務	77,952
機械装置及び運搬具	1,556,069	従業員株式給付引当金	45,766
工具、器具及び備品	369,366	役員株式給付引当金	65,569
土地	5,089,743	退職給付に係る負債	77,004
リース資産	103,260	繰延税金負債	36,839
その他	252,419	その他	24,328
		負 債 の 合 計	8,560,131
無 形 固 定 資 産	196,124	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	75,453	株 主 資 本	21,805,765
その他	120,670	資 本 金	3,426,246
		資 本 剰 余 金	3,403,601
投 資 そ の 他 の 資 産	1,328,432	利 益 剰 余 金	16,065,260
投資有価証券	428,837	自 己 株 式	△1,089,341
退職給付に係る資産	338,100	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	593,442
繰延税金資産	308,088	その他有価証券評価差額金	108,101
その他	260,356	繰延ヘッジ損益	214
貸倒引当金	△6,950	為替換算調整勘定	293,526
		退職給付に係る調整累計額	191,600
資 産 合 計	31,398,301	非 支 配 株 主 持 分	438,962
		純 資 産 合 計	22,838,170
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	31,398,301

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		28,161,422
売 上	原 利 益		20,096,220
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,065,202
営 業 外 利 益			5,065,645
営 業 外 利 益			2,999,556
受 取 配 当 息		3,262	
受 取 品 配 当 金		9,185	
物 貸 倒 引 当 金 戻 入		22,489	
為 替 差 益 他		1,045	
そ の 他		24,603	
営 業 外 費 用		32,209	
支 払 利 息 他		6,699	21,514
そ の 他		14,814	
経 常 利 益			3,070,836
特 別 利 益			39,348
固 定 資 産 売 却 益		9,348	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		30,000	
特 別 損 失			12,624
固 定 資 産 除 却 損		12,624	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			3,097,561
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			933,148
法 人 税 等 調 整 額			△11,141
当 期 純 利 益			2,175,554
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			12,367
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,163,187

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

個別

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金		4,166,923	買掛金		4,449,183
受取手形		1,024,945	1年内返済予定の長期借入金		213,908
売掛金		6,051,781	リース負債		35,578
製什掛品		2,187,322	未払法人税等		1,046,513
仕掛品		864,180	未払消費税		503,631
原材料及び貯蔵品		358,420	未払費用		40,745
前払費用		106,519	1年内回収予定の関係会社長期貸付金		48,407
1年内回収予定の関係会社長期貸付金		250,000	引当金		478,000
その他貸倒引当金		43,002	役員賞与引当金		34,900
		△1,415	株主優待引当金		70,100
			その他負債		277,184
固定資産		13,941,868	固定負債		298,157
有形固定資産		10,163,453	長期借入金		79,153
建物		4,031,191	リース負債		77,952
構築物		331,897	従業員株式給付引当金		45,766
機械及び装置		1,264,900	従業員株式給付引当金		65,569
車両運搬具		26,610	退職給付引当金		6,146
工具、器具及び備品		229,610	その他負債		23,569
土地		3,930,334	負債合計		7,496,309
リース資産		99,411	純資産の部		
建設仮勘定		249,496	株主資本		21,381,905
無形固定資産		181,232	資本剰余金		3,426,246
借地権		78,787	資本準備金		3,913,721
ソフトウェア		60,561	利益剰余金		15,131,279
ソフトウェア		11,863	利益剰余金		165,000
電話加入権		5,668	その他利益剰余金		14,966,279
その他の資産		24,350	買換資産		6,975
投資その他の資産		3,597,183	圧縮記帳積立金		1,284
投資有価証券		427,265	土地圧縮積立金		16,440
関係会社長期貸付金		2,400,153	別途積立金		3,660,000
長期前払費用		250,000	繰越利益剰余金		11,281,579
前払年金費用		42,946	自己株式		△1,089,341
繰延税金資産		63,995	評価・換算差額等		115,335
その他の資産		274,373	その他有価証券評価差額金		115,120
貸倒引当金		145,399	繰延ヘッジ損益		214
		△6,950	純資産合計		21,497,241
資産合計		28,993,550	負債及び純資産合計		28,993,550

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

個別
(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,964,246
売上原価	18,754,657
売上総利益	7,209,588
販売費及び一般管理費	4,469,257
営業利益	2,740,331
営業外収益	98,916
受取利息及び配当金	9,636
為替差益	46,673
貸倒引当金戻入額	1,045
その他の収益	41,561
営業外費用	7,561
支払利息	2,094
その他の費用	5,467
経常利益	2,831,685
特別利益	30,894
固定資産売却益	894
投資有価証券売却益	30,000
特別損失	12,624
固定資産除却損	12,624
税引前当期純利益	2,849,956
法人税、住民税及び事業税	841,120
法人税等調整額	23,607
当期純利益	1,985,228

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 福島 力

公認会計士 宮 一行 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大成ラミック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大成ラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大成ラミック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

大成ラミック株式会社 監査役会
常勤監査役 山 □ 政 春 ㊦
社外監査役 小 平 修 ㊦
社外監査役 山 □ さやか ㊦

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

大成ラミック株式会社 会議室

埼玉県白岡市下大崎873番地 1



交通の
ご案内

J R 宇都宮線 **白岡駅** 下車 白岡駅西口よりタクシーで12分
東北自動車道 久喜ICより さいたま栗橋線をさいたま方面に10分
首都圏中央連絡自動車道 白岡菖蒲ICより7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。